

# 令和5年度埼玉県介護サービス情報の報告 及び情報公表に関する計画

埼玉県福祉部高齢者福祉課  
令和5年7月4日

この計画は、介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第37条の2の3第1項に規定する「介護サービス情報の報告に関する計画」、及び同法施行令第37条の11において準用する第37条の5第1項に規定する「情報公表事務に関する計画」を「令和5年度埼玉県介護サービス情報の報告及び情報公表に関する計画」として一体的に策定するものである。

## 第1 介護サービス情報の報告に関する計画

### 1 計画の基準日

令和5年4月1日

### 2 計画の期間

令和5年4月1日から令和6年3月31日まで

### 3 対象となるサービス事業者

次の(1)に掲げる介護サービスを提供する事業者のうち、(2)、(3)または(4)に該当する事業所を設置する事業者。ただし、災害対応等、報告を行うことができないことにつき正当な理由がある者を除く。

#### (1) 対象となるサービス

ア 訪問介護

イ 夜間対応型訪問介護

ウ 訪問入浴介護(予防を含む)

エ 訪問看護(予防を含む)

オ 訪問リハビリテーション(予防を含む)

カ 通所介護

キ 認知症対応型通所介護(予防を含む)

ク 療養通所介護

ケ 通所リハビリテーション(予防を含む)

コ 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)(予防を含む)

サ 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム・外部サービス利用型)(予防を含む)

シ 地域密着型特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム)

ス 特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)(予防を含む)

セ 特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム・外部サービス利用型)(予防を含む)

ソ 地域密着型特定施設入居者生活介護(軽費老人ホーム)

タ 特定施設入居者生活介護(有料老人ホーム:サービス付高齢者向け住宅)

- (予防を含む)
- チ 特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付高齢者向け住宅）  
（外部サービス利用型）（予防を含む）
  - ツ 地域密着型特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム：サービス付高齢者向け住宅）
  - テ 福祉用具貸与（予防を含む）
  - ト 特定福祉用具販売（予防を含む）
  - ナ 小規模多機能型居宅介護（予防を含む）
  - ニ 認知症対応型共同生活介護（予防を含む）
  - ヌ 居宅介護支援
  - ネ 介護老人福祉施設
  - ノ 短期入所生活介護（予防を含む）
  - ハ 地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護
  - ヒ 介護老人保健施設
  - フ 短期入所療養介護（介護老人保健施設）（予防を含む）
  - ヘ 介護療養型医療施設
  - ホ 短期入所療養介護（介護療養型医療施設）（予防を含む）
  - マ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護
  - ミ 複合型サービス
  - ム 地域密着型通所介護
  - メ 介護医療院
  - モ 短期入所療養介護（介護医療院）（予防を含む）

(2) 計画の基準日前1年間における介護報酬金額（利用者負担を含む）が100万円を超える事業者（以下「既存事業者」という。）

(3) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに介護サービスの提供を開始した、または開始するもの。（以下「新規事業者」という。）ただし、介護保険法施行規則第140条の43第2項に規定する介護サービス事業者については、報告の対象となる介護サービス事業者としない。

(4) (2) 及び(3)以外で情報公表を希望する事業者

#### 4 報告の方法

- (1) 既存事業者については、基本情報調査票及び運営情報調査票  
介護サービス情報公表システムのWEBから入力するものとする。
- (2) 新規事業者については、基本情報調査票  
県ホームページ（さいたま介護ねっと）からダウンロードした基本情報調査票に必要事項を記入し、その書面を新規指定の申請窓口へ提出する。  
（提出を受けた当該窓口は、その内容を県高齢者福祉課へ転送する。）  
その後、情報公表センターの通知に従いWEBから入力する。
- (3) WEB入力による報告が不可能な事業者については、書面による報告も可能とする。

## 5 報告の提出期限

- (1) 既存事業者については、別表1（スケジュール表）にしたがって情報公表センターが発送する通知で示す期限とする。
- (2) 新規事業者については、書面調査（基本情報調査票の提出）は新たに事業を開始しようとする日の2週間前までとする。WEBからの入力、その後情報公表センターが発送する通知で示す期限とする。
- (3) 3（4）に該当する事業者の場合は、その都度指定する時期

## 6 介護サービス情報の報告受付

情報公表センターからの通知が到着した日以降とする。

## 第2 介護サービスの情報公表に関する計画

### 1 計画の期間

令和5年8月1日から令和6年3月31日まで

### 2 公表の時期

別表1（スケジュール表）に示すとおり

### 3 公表の方法

事業所が報告する介護サービス情報について、報告内容に記載漏れ等の不備がないこと等を確認して受理し、厚生労働省が管理する「介護サービス情報公表システム」において公表する。

利用者等から要請があった場合は、紙媒体による情報提供、閲覧対応等も行う。

## 第3 その他

### 1 介護サービス情報の更新の取扱い

情報の内容に変更があった場合は、事業者の報告に基づき、その都度更新する。

### 2 廃止、休止及び効力停止事業所の取扱い

現に廃止、休止、若しくは指定の効力が停止中の事業所にあつては、該当期間中における情報は非公開とする。